

幼児教育・保育無償化に係る請求手続きについてのお知らせ

認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業を利用しているお子様のサービスを受けた際の利用料（※）について、無償化の対象として還付を受けるためには、所定の手続きが必要ですので以下のとおりお知らせいたします。

※無償化の対象となる費用に限ります。

【無償化の対象となる方】

大村市から施設等利用給付認定通知書を受けており、市で確認を受けた施設のサービスを受けた児童を養育している保護者の方（認定通知書の認定区分欄で【新2号】【新3号】の方が対象となります）。

【請求手続（償還払い）】

保護者の方が、市に直接請求をしていただく「償還払い」の方法で支払いを行います。

大村市のホームページに掲載している「施設等利用費請求書（償還払い用）」と施設から発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書及び証明書」を利用している施設（市外施設を利用している場合は、こどもセンター）に期限までに合わせてご提出ください。

「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書及び証明書」については、利用されたサービスから発行されたもの全てを添付してください。

※ 償還方法は口座振込となりますので、初めて請求される方は、「口座登録依頼書」の添付が必要になります。

請求書及び口座振込依頼書は、大村市こどもセンター窓口に配置し、ホームページにも掲載しています。

【還付時期】

当月分の利用料については、2か月後の20日までに口座にお振込みを行う予定としています（詳しくは裏面をご覧ください）。

請求書の提出が間に合わなかったもの、請求し忘れていたものについては、次の月にまとめて請求することができますが、その際には、当月分と前月分の2枚の請求書が必要となりますのでご注意ください。

【 お問合せ先 】

大村市こども政策課 施設利用グループ

住 所：〒856-0832 大村市本町 413-2 大村市こどもセンター

T E L：0957-54-9100 F A X：0957-54-9174

請求手続の期日について

○当月分の利用料の償還に係る各種期日（目安）

- ・ 当月末日：当月利用実績が確定される
- ・ 翌月の 15 日：施設から領収書及び提供証明書の発行
- ・ 翌月の末日：施設への請求書、領収書及び提供証明書の提出〆切
- ・ 翌々月の 20 日：請求書に指定された口座へのお振り込み

（書類に不備があった場合には、期日よりもお振込みが遅れる場合があります。）

※各期日が休日（土日祝日）の場合には、その前日が期日となります。
※期日についてはあくまでも目安（見込み）となります。

具体例

○4月分の利用料の償還に係る各種期日（目安）

- ・ 4月30日：当月利用実績が確定される
- ・ 5月 15 日までに：施設から領収書及び提供証明書の発行
- ・ 5月31日：施設への請求書、領収書及び提供証明書の提出〆切
- ・ 6月20日：請求書に指定された口座へのお振り込み